

刊行にあたって

本書は、中国、台湾、韓国および日本における情報化の導入活用と行政改革の進展との相互関係の構造を、民主主義や人権保障原理を基礎として明らかにしようというものである。90年代以降、日本を含む東アジア諸国は政治的経済的に大きな転換期を迎え、行政法制面でも急速な整備展開が進んだ。それらは、権威的政治体制に代わる民主主義や人権保障などの近代的価値観の確立を意味し、他方において政治経済のグローバル化を背景にした行政の組織、作用または役割の見直しを含むものである。

本書は、第一に、各国における標記課題に関連し学術研究に値する正確な基本資料を整理し、広く用に供するとともに、東アジア諸国における行政改革における行政法制の整備の位置を明らかにし、これらに共通の契機と固有の課題とを抽出し、右の原理に即しての重層的な構造を個別の実証的に明らかにした。第二に、この地域で推進されている行政の情報化の状況の基礎資料を提供し、情報化とすすめられている改革との関わり、さらにこれらと普遍的諸原理の関わりなどを総合的に検討し、情報化を所与のものとして理解するのではなく、それぞれの社会の諸条件との適合性についての政策的判断が重要な位置を占め、その形成過程においてこそ普遍性が求められることを明らかにした。それにより、東アジアにおける行政法制に関する諸改革が、欧米の法原理を導入し定着させることに価値を見いだす一方向的なものではなく、これを相対化しその中の普遍性を抽出しつつ、東アジア諸国の諸相に適用することを求め、他方において当該普遍性を検証する双方向的なものでなければならないことを、改革の諸側面に即して明らかにした。

このような趣旨で、本書は、「東アジアにおける行政改革と行政法制の整備 行政情報化の現状と展望」シンポジウムにおいて、進行中の行政改革と情報化との関わりについて討論の機会を共にした研究者らに対し、あらためて共同的検討のための執筆を求めたものである。このような広い執筆者の参加を得たのは、欧米の政治経済や法の制度を強く意識してきた東アジア諸国が、とくに二〇世紀末以降、その受容の過程において欧米の普遍的な法原理と政治経済的諸相との錯綜をいかに整序し、各国固有の価値実現に向け、これを新たに構成し直すかが、この地域に共通する行政法制の改革の真の課題であるからにほかならない。したがって、東アジア諸国の公法学もまたそのような改革を領導するものでなければならない。本書が、その一端に位置することができれば幸いである。

2002年4月

編集代表者 紙野 健二